

## 野猪等被害防除施設設置補助金

大竹市では、鳥獣の被害から農産物を守るため、防護柵などを設置する方に、補助金を交付しています。

補助金の対象となる防除施設としての認定は、農畜水産業関係事業補助金交付要綱の野猪等被害防除施設設置事業補助金にある「電気柵」「防護柵」「防護網」の設置に係る資材の購入等の経費となります。

### 対象者

補助金の対象者は次の方です。

- ① 対象農地が市内である方（住所が市外でも農地が大竹市内にあれば対象となります。）
- ② 農産物の被害を防除するために侵入防止施設を設置する方

### 補助金の額

補助金額は購入金額の1/2までで、最大5万円です。（10万円分の対象資材を購入された場合、5万円の補助金交付となります。）

### 対象経費

補助の対象となる経費は、電気柵、防護柵、防護網を設置するための資材のうち、直接的に設置に要する購入経費です。

- ①対象となる経費の主なもの

電気柵	電源装置、支柱、フック類、電動線、バッテリー、コード、危険表示板、出力ケーブル、アース、漏電遮断器、ゲート、ソーラーパネル、検電器、設置に要する針金等
防護柵	トタン、ワイヤーメッシュ柵、支柱、設置に要する針金等
防護網	被害防止に有効と認められる網、設置に要する針金等

### 注意事項

1. 音や光、ニオイによる防除資材、防草シート、工具類、電池、設置後の管理に係る資材、施設の設置料などは対象となりませんので注意してください。



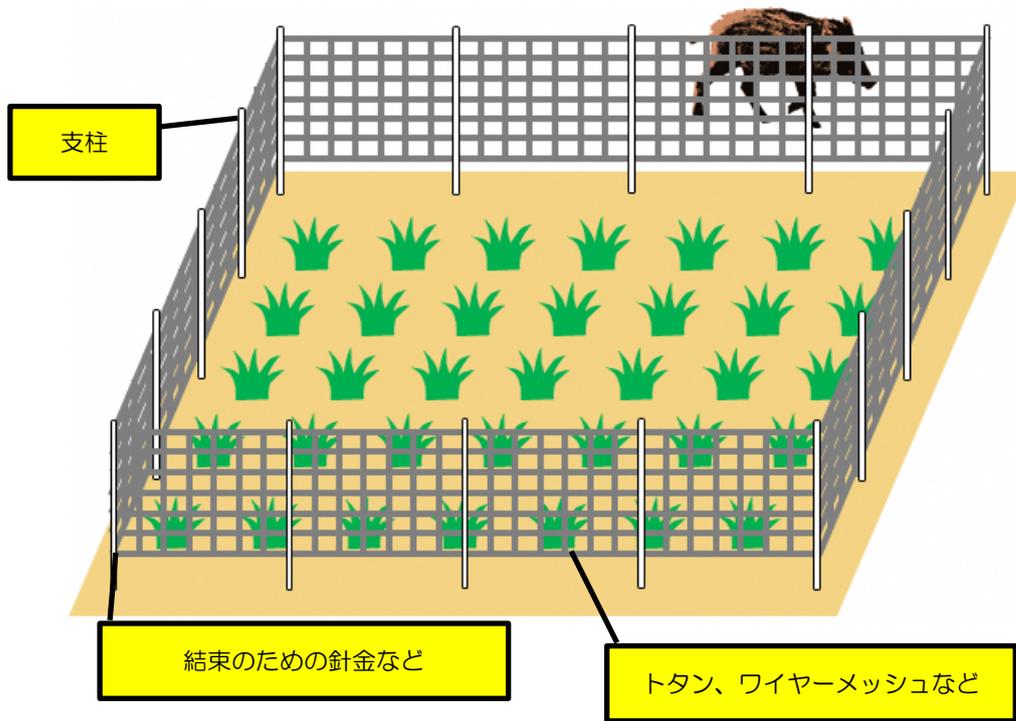
電気柵



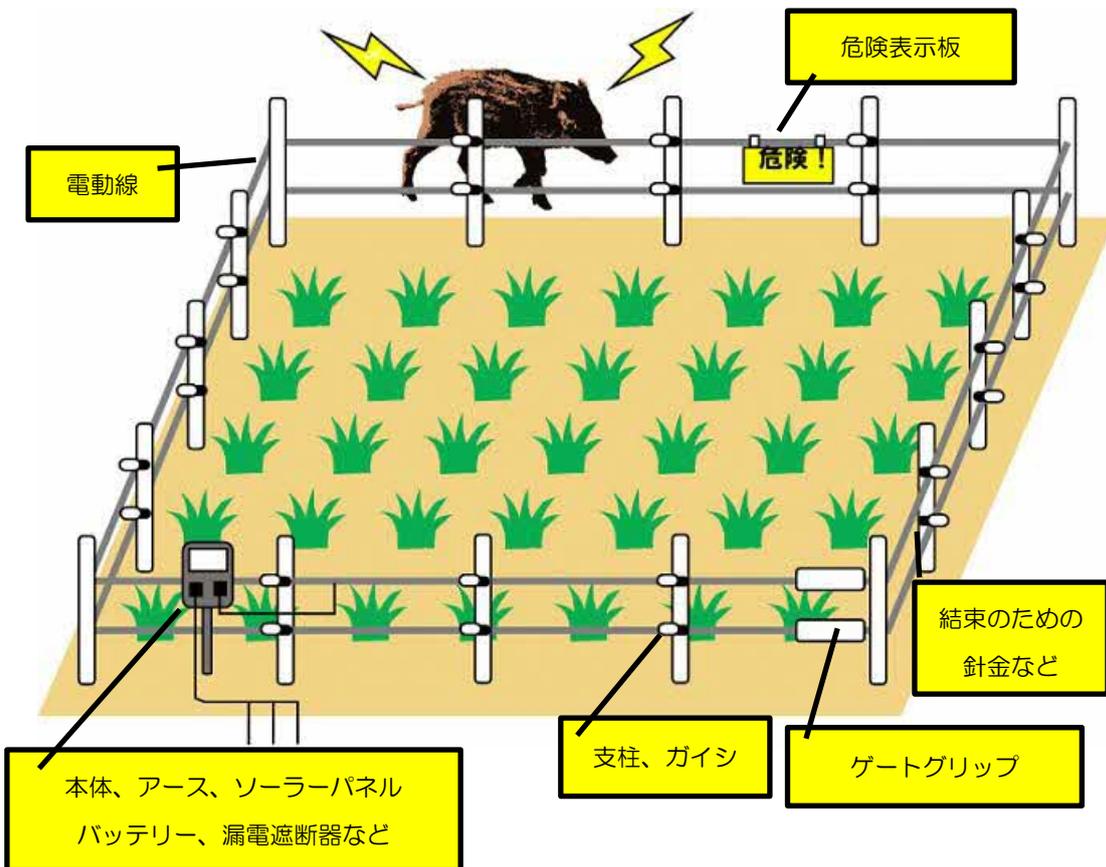
防護柵

◎補助金の対象となる主なもの

防護柵



電気柵



## 補助金交付までの流れ

①

事前相談

補助金の交付を受けようとする場合は、必ず事前に大竹市産業振興課に相談してください。

### お渡しする物

- ・申請書
- ・計画書略図（略図は別紙地図の写しでも可）
- ・収支予算（精算）書
- ・実績報告書
- ・実績書（略図は別紙地図の写しでも可）
- ・収支予算（精算）書
- ・請求書
- ・土地使用承諾書

②

資材の購入、申請予定地への設置

③

補助金交付の申請書及び実績報告

### ご用意していただく物

- ・印鑑（請求書に押印している場合は不要）
- ・領収書又はレシート（購入物品の内訳が分かるもの）
- ・柵等の設置後の写真（購入物品が映っていること）
- ・申請者名義の通帳（補助金の振込先）

### 記入事項

- ・各書類の住所、氏名
- ・計画書・実績書  
事業量：〇〇m  
設置場所：大竹市〇〇丁目〇〇番〇〇号又は地番  
施工者：〇〇 〇〇  
受益面積：〇〇m<sup>2</sup>  
事業内容：野猪等被害防除施設設置事業  
略図（略図は別紙地図の写しでも可。設置個所を赤字で記入）
- ・収支予算（精算）書
- ・請求書（要押印）
- ・土地使用承諾書（借地の場合に提出）

④

補助金交付決定

申請書類を審査の上、補助金決定通知書を市から送付します。

⑤

補助金の交付

## 注意事項

1. 申請は年度内に1回限りで、購入した資材は他人に譲渡することはできませんのでご注意ください。
2. 年度内の申請、報告になりますので、資材購入日にご注意ください。
3. 大竹市補助金交付規則、大竹市農畜水産業関係事業補助金交付要綱を確認の上、申請をお願いします。（市ホームページから確認できます。）
4. 補助金を活用して設置した柵等は、管理者において適切に管理し、耐用年数に満たないものは、目的外に使用しないようにしてください。
5. 補助金を活用して購入した資材は、耐用年数に満たないものは、譲渡や交換、貸付はしないようにしてください。
6. 資材の耐用年数は次のとおりです。

種 類	耐用年数
電気柵	8年
トタン柵	14年
ワイヤーメッシュ柵	14年
防護網	8年

※耐用年数を経過しない再度の申請は、原則許可しません。ただし、自然災害による損害や鳥獣による破壊など、相当な理由がある場合は再度の申請が可能です。また、本体（電気柵、トタン、ワイヤーメッシュ、防護網）以外の資材（消耗品類含む。）については、本体資材の耐用年数中の経年摩耗による修繕は許可しません。ただし、自然災害による損害や鳥獣による破壊など、相当な理由がある場合で本体の修繕を行う場合は申請が可能です。

7. 大竹市補助金交付規則、大竹市農畜水産業関係事業補助金交付要綱に違反した場合は、交付決定の一部又は全部を取り消し、補助金を市に返還してもらう場合があります。

— 問い合わせ先 —  
大竹市総務部産業振興課  
農林水産振興係  
電話 59-2130